

鹿沼市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例
の一部改正について

次のように改める。

令和 6 年 2 月 2 0 日提出

鹿沼市長 佐 藤 信

鹿沼市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
鹿沼市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 7 年鹿沼市条例第 4 号）
の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 1 の項中「など」を削り、「9 月までの期間」の次に「(当該期間が
業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの項の休暇の
全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員にあっては、1 の年度
の 6 月から 1 0 月までの期間)」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。